

公 告

令和5年度大分河川国道事務所管内等における災害時等応急対策地質調査業務 に関する基本協定

次のとおり公告します。

令和5年 1月16日

九州地方整備局

大分河川国道事務所長 河崎 拓実

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

令和5年度大分河川国道事務所管内等における災害時等応急対策地質調査業務に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、大分河川国道事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の地質調査業務等に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧のための災害時等応急対策地質調査業務を行うことを目的として行うものである。

また、大分河川国道事務所管理区間外において広域的支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定期間

大分河川国道事務所管内

(4) 基本協定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力、災害協定締結の実績等から総合的に評価して、協定締結業者10社程度を決定する。

(6) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に地質調査を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県内に本店（本社）又は支店等営業所が所在すること。

(3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、令和5年4月1日時点において認定されていない者の申請は、基本協定を締結する資格を有しない者の申請として、当該申請を無効とする。

(4) 九州地方整備局長から地質調査業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 大分県内において、平成29年4月以降に国、県または市町村等が発注した道路又は河川に関する地質調査業務の実績があること。
国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (7) 平成29年4月以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。
ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (8) 緊急業務に対応する体制として、1人以上の技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は応用理学部門関連科目）、技術士（建設部門又は応用理学部門）もしくはRCCM（地質部門）を早急に対応させることができること。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1番71号

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課

電話 097-546-1512（直通）

FAX 097-546-4394

担当：道路管理第二課 課長 古原 正人（内線441）

同 指導員 坪内 健（内線444）

同 技官 梶原 愛未（内線443）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和5年1月16日（月）から令和5年1月30日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②交付場所：〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1番71号

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 道路管理第二課

③交付方法：担当部局に電話連絡後、電子データによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和5年1月16日（月）から令和5年1月30日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

②提出場所：上記（1）に同じ。

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5. その他

(1) 技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 請負契約を取り交わす時点において、業者が法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していること。

(3) 当該事務所において公示を行っている他の令和5年度における「令和5年度大分河川国道事務所管内等における災害時等応急対策測量・設計・航空レーザ測量業務に関する基本協定」において重複して選定された際は、履行の確実性を確認する場合がある。